

令和7年6月定例会の審議内容

令和7年6月市議会定例会は、6月3日から6月13日までの会期11日間で開かれました。

本定例会では、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、令和7年度一般会計補正予算など、市長提出議案10件、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願の請願2件、勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書について、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案3件を審議しました。

その結果、議案10件、請願2件、発議案3件は、それぞれ原案のとおり可決及び採択されました。

即決議案

議会開会日6月3日に、市長提出議案1件が提案され、採決の結果、全員賛成で可決されました。

◆議案第44号 工事請負契約の締結について

令和元年の台風第19号により被災した漁港施設（串浜漁港、勝浦東部漁港（豊浜：新官2箇所））の復旧工事について、千葉市中央区中央港一丁目12番3号 東亜建設工業株式会社 千葉支店 と工事請負契約を締結しようとするもの。

常任委員会の審査内容

総務文教常任委員会

委員会は、6月10日に開催し、付託された議案5件及び請願2件の審査を行いました。付託された7件について質疑を経て、すべて全員賛成で可決・採択いたしました。

この審査結果を6月13日の本会議で委員長が報告し、採決の結果、議案5件、請

願 2 件は全て可決・採択されました。

◆議案第 4 5 号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

主な改正点として、1 点目は、市民税所得割に係る所得控除に、特定親族特別控除額を追加するものであり、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の住民税申告義務にかかる規定の整備をするもの。

2 点目は、加熱式たばこに係る課税方式に、重量のみに乗じて紙巻きたばこに換算する方法とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ 1 本として課税するもの。

◆議案第 4 8 号 令和 7 年度 勝浦市一般会計補正予算（第 1 号）

歳入歳出予算及び債務負担行為の補正であり、歳入歳出予算においては、既定予算に 1 億 2 千 8 8 5 万円を追加し、予算総額を 1 4 0 億 3 千 9 8 5 万円にしようとするもの。

債務負担行為においては、1 件を追加しようとするもの。

【一般会計補正予算に計上された主な予算】

（総務文教常任委員会所管事項関係）

- 公共施設等整備基金積立金 50,000,000 円
（公共施設等の整備のための寄附金を公共施設等整備基金に積み立てようとするもの）

◆議案第 5 1 号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について

九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に伴い、南房総広域水道企業団は、令和 8 年 3 月 3 1 日に解散する旨を関係団体と合意したことから、解散の決定について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするもの。

◆議案第 5 2 号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

南房総広域水道企業団の解散に伴う資産等の整理について関係団体と合意したことから、解散に伴う財産処分の決定について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするもの。

◆議案第 5 3 号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について

南房総広域水道企業団の水道用水供給事業は、事業統合に伴い、千葉県企業局が経営する旨関係団体で合意され、千葉県との調整がついたことから、解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について関係市町と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするもの。

請 願

◆請願第 1 号 「国における 2026 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

◆請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

総務文教常任委員会に付託され、審査の結果、全て全員賛成で「採択」された。最終日の本会議において、委員長からの審査結果が報告され、採決の結果、全て全員賛成で「採択」された。

産業厚生常任委員会

委員会は、6 月 11 日に開催し、付託された議案 5 件及び陳情 1 件の審査を行いました。付託された議案 5 件については全員賛成で可決、陳情 1 件については採択 3 名、不採択 3 名で可否同数となり、委員会条例第 14 条第 1 項に基づき、委員長の決するところにより不採択となりました。

この審査結果を 6 月 13 日の本会議で委員長が報告し、採決の結果、議案 5 件は全て可決されました。

◆議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例について所要の改正をしようとするもの。主な改正点としては、法令改正に併せた基礎課税分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額の引き上げであり、基礎課税分の課税限度額を1万円引き上げて66万円に、後期高齢者支援金等分の課税限度額を2万円引き上げて26万円に改め、17万円で据え置かれる介護納付金分の課税限度額を含めた合計の課税限度額を109万円にしようとするもの。

◆議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

半島振興法に基づく勝浦市産業振興促進計画の計画期間が令和7年3月31日をもって終了したことから関係条文を改正するとともに、平成28年9月に本条例を改正してから8年が経過し、さらなる産業振興及び雇用促進を図るため、対象業種を拡大するにあたり、本条例について所要の改正をしようとするもの。

◆議案第48号 令和7年度 勝浦市一般会計補正予算（第1号）

【一般会計補正予算に計上された主な予算】

（産業厚生常任委員会所管事項関係）

- 物価高騰対応臨時特別給付金事業（不足額給付分） 56,940,000 円
（令和6年度に実施した定額減税または勝浦市臨時特別給付金事業（調整給付分）で支給した低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る対象者等に対して、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定した後に、調整給付額との間で不足が生じた場合に、その差額を給付金として支給を行うもの）
- 放課後児童健全育成事業 17,409,000 円
（令和8年度の小学校統合後の放課後ルーム利用定員超過への対策として、上野小学校及び勝浦小学校内に放課後ルームを開設するに当たり、図書室などの特別教室に空調設備を設置するもの）
- 防災重点農業用ため池緊急整備事業 1,177,000 円
（令和7年度当初予算に計上した上記事業に関して、労務単価の増額及び業務内容の見直しにより、不足する経費を補正するもの）

◆議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年5月6日に勝浦市浜勝浦地先八幡岬公園内展望デッキにて発生したデッキ床板損傷に伴う転倒事故について、その賠償額を決定し、和解するにあたり、議会の議決を求めようとするもの。

◆議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託について

令和14年度に焼却施設を竣工予定の市原市に、一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の管理及び執行を委託することについて、市原市と協議するに当たり議会の議決を求めようとするもの。

陳 情

◆陳情第6号 勝浦ベイシアの信号から市役所までと武道大学から警察署経由で市役所までの歩道の新設を求める陳情

産業厚生常任委員会に付託され、審査の結果、陳情第6号については採択3名、不採択3名で可否同数となり、委員会条例第14条第1項に基づき、委員長の決するところにより「不採択」となった。

最終日の本会議において、委員長から審査結果が報告された。

発議案（委員会提出議案）

今定例会における発議案について、初日に1件、最終日に2件が提案されました。

初日に議会改革検討委員長より次回の一般選挙から勝浦市議会議員の定数を15人から14人に改めるという発議案第3号が提出され、賛成多数で可決されました。

また、請願第1号及び第2号の委員会での採択を受け、発議案第4号及び第5号が最終日に総務文教常任委員長から提案され、意見書提出の発議案2件は、それぞれ全員賛成で可決されました。なお、2件の意見書については、関係行政庁に送付いたしました。

- ◆発議案第3号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆発議案第4号 国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書について
- ◆発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

報 告

最終日に市長から3件の報告がありました。

- ◆報告第2号 令和6年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について
- ◆報告第3号 令和6年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆報告第4号 令和6年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について

国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、近年、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和8年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること
6. 多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること
7. 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
8. GIGA スクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること

など

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月13日

勝浦市議会議長 戸坂 健一

内閣総理大臣
財 務 大 臣 あて
文部科学大臣
総 務 大 臣

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21 世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 13 日

勝浦市議会議長 戸 坂 健 一

内閣総理大臣

財 務 大 臣 あて

文部科学大臣

総 務 大 臣